

生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項等に関する質問回答書

回答年月日	令和5年12月18日	回答課名	みどり公園課
質問項目		回 答	
1	現HP (https://www.ikoma36.jp/) はドメイン含め引継ぎは可能ですか。	現指定管理者と協議するものとします。	
2	年間来園者数ですが、年度別利用者数＝では各年年度別利用者数の方が多いため、年間来園者数の算出方法の詳細を教えてください。	宿泊者を2日間の利用として算出しているため、差異が生じます。	
3	多目的広場の利用者数は占有（貸切）利用人数の認識で間違っていないですか。	ご認識のとおりです。	
4	ふれあいセンターの過去5年の月別利用者数を教えてください。	資料1をご参照ください。	
5	フィールドアスレチックの過去5年の月別利用者数と1日最大利用者数を教えてください。	資料1をご参照ください。1日集計の資料はございません。	
6	野外活動センターの過去5年の月別利用者数と1日最大利用者数を教えてください。	資料1をご参照ください。1日集計の資料はございません。	
7	前指定管理者との引継ぎ期間・日程の想定は？	新指定管理者決定後、現指定管理者と協議することとなりますので、令和6年4月以降になると考えます。	
8	様式2-1に記載の企画事業収入・来館者サービス収入とは具体的に何をさすのか？ 今回の資料に説明等記載が無いので、具体的な説明をいただきたい。	指定管理・自主事業において、企画提案上で想定される収入についてです。	
9	生駒山麓公園（テニスコート）仕様書の記載事項（2）施設の維持管理に関する業務⑤ 夜間照明カードの販売等現在、夜間照明はカード式ではなく、鍵式に変更されているが、またカード式に変更するのか。	鍵式のまま運用予定です。	
10	仕様書内に記載が無いが公園内の自然林についての取扱を確認したい。 ・枯死木の伐採は誰がおこなうのか ・樹木の定期点検は誰がおこなうのか ・事故等発生時の責任の所在はどこになるのか ・国交省のガイドライン「都市公園の樹の点検・診断に関する指針」に則した内容となっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在確認できる枯死木については、現指定管理者と協議の上、処理を行うものとしたします。その後の枯死木等については、指定管理者エリアは協議するものとし、自主事業エリアは指定管理者で行うものとしたします。 ・樹木の定期点検は、指定管理のその他の維持管理業務に含まれるものとしたします。 ・事故等発生時の責任の所在は、過失の状況によるため、回答不可とします。 ・一般の都市公園とは異なる部分もあるため、協議とします。 	

11	<p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項 5 管理の基準 ア. 山麓公園 生駒山麓公園休館日 出入口門扉は1月1日～1月5日の間閉鎖</p> <p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター管理運営業務仕様書 4 管理運営の基準 生駒山麓公園休館日 出入口門扉は12月27日～翌年1月5日の間閉鎖</p> <p>生駒山麓公園（公園部分）仕様書 公園出入口の門扉開閉 ①閉鎖期間 1月1日から1月3日まで</p> <p>生駒山麓公園（駐車場）仕様書 ※公園出入り口の門扉の開閉 ①閉鎖期間 12月27日から1月5日まで</p> <p>上記で記載内容が異なるが、どちらが正しいのか。</p>	12月27日から1月5日までの日程で統一とします。
12	<p>施設の概要 (2) その他の公園施設 の記載事項 多目的研修室（和室）99畳 休憩室（和室）38.5畳 となっているが、現状和室ではないが改修されるのか。</p>	募集要項の資料内では旧名称のままとなっており、現在は和室ではありません。また、現時点では部屋の改修の予定はございません。
13	<p>平面図の記載事項 ・ゲートボール場 設備等はあるのか ルールはあるのか</p> <p>・平面図内に芝生広場が2箇所あるが施設の概要内に記載の ④その他施設 芝生広場 はどこの芝生広場を指すのか ②生駒山麓公園野外活動センターの芝生広場はオートキャンプサイトと同義なのか。</p>	<p>・ゲートボール場は、現在はいこいの広場となります。</p> <p>・④その他施設 芝生広場は、テニスコート横の広場となります。</p> <p>・②にご記載されている芝生広場は、オートキャンプサイトと同義となります。</p>
14	<p>生駒山麓公園（ふれあいセンター）仕様書 4. ろ過器に関する作業 はどこに使用している設備なのか。</p>	ふれあいセンター施設に関するろ過設備となります。
15	<p>水遊び場について 水質の安全は確保されているのか。</p>	水遊び場施設としては現在施設はありませんが、設置を行う場所については留意することとしています。 (公園部分 仕様書6(6)②)
16	<p>ふれあいセンター電話受付時間について</p> <p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項 5. 管理の基準 ふれあいセンターの開館時間は午前9時からになっているが、生駒山麓公園（テニスコート）仕様書カ 使用開始時間の前後15～30分間は電話での問い合わせに出られるように職員を配置することとなっている。テニスコート開始時間が9時なので、ふれあいセンターの開館時間前（8時30分頃）に電話を受ける必要があるのか？</p>	市の執務時間に利用者が問合せをする可能性があることから、ふれあいセンター開館時間前に、電話を受けていただく必要があります。

17	<p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項 4 指定管理者の業務範囲 (3) 障がい者就労支援の取組 上記の障がい者就労を実施するためには、拠点となる場所（屋内の部屋）が必要になると思われるが、具体的にどこの部屋が使用可能なのか また、何名分の就労場所が確保可能なのか。</p>	<p>現指定管理者が使用している箇所は、ふれあいセンター1階機械室西側の控室の一部、2階ミーティングルーム及び事務室、フィールドアスレチック事務所の一部となります。また、占用箇所としてレストラン及び厨房も併せて表示しています。資料7をご参照ください。また、令和4年度の障がい者就労支援等の人数は青葉仁会生駒事業所の約60人を含め約100人です。 募集要項に記載がありますとおり、新たな提案内容をいただきましたら、必要に応じて検討していきます。</p>
18	<p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項 P4. ※その他の公園施設についても、指定管理者から提案があれば自主事業エリアとして活用することも可能です。 その他の公園施設とは具体的にどこの施設を指すのか ふれあいセンター宿泊やテニスコート、浴場、駐車場等も含まれるのか。</p>	<p>ふれあいセンター宿泊やテニスコート、浴場、駐車場等は原則含まれておりません。 特記のない施設（巨木の丘など）を対象としております。</p>
19	<p>指定管理期間について 「募集要項3 ページ 3 指定管理期間」として、令和6年7月1日から令和10年3月31日まで（3年9ヵ月）」と記載されています。 今回は、非公募による選定で、指定管理期間は10年間でした。 今回の募集において、指定管理期間が短縮された理由をお示しくください。</p>	<p>次期指定管理期間に当公園施設のあり方や、新たな活用などを含めて時勢のニーズに合った公園づくりや、持続可能な公園運営に向け、検討を進めるため、現行の施設での指定管理期間を短縮しています。</p>
20	<p>温水プールについて 「募集要項3 ページ 4 指定管理者の業務の範囲」として、「各施設の管理運営方法等の概要」が記載されています。 前回募集では、同表中に「温水プール」が記載されていました。現在、温水プールの取扱いはどのようになっているのかお示しくください。 ふれあいセンターの参考平面図には、温水プールが図示されていますが、当該エリアを自主事業として活用することは可能でしょうか。</p>	<p>公園施設管理許可の手続きを出していただき、許可を受ければ自主事業エリアとし、利活用することが可能です。ただし、プールとしての遊泳設備が不良となっていますが、指定管理者にて改修していただきましたらプールとしての再利用が可能となっております。</p>
21	<p>障がい者就労支援の取組について 「募集要項4 ページ 4 3 障害者総合支援法に基づく障がい者サービス事業を実施するために自主事業を行う場合、指定管理業務の範疇となるのでしょうか。 また、自主事業において、障害者総合支援法に基づき、雇用した障がい者の方に一部分業務を行っていただく場合は、指定管理業務の範疇となるのでしょうか。</p>	<p>原則、自主事業となります。自主事業としての就労に対するものとお考えください。</p>
22	<p>管理事務所の維持管理経費について 「募集要項7 ページ 5-- (3) 事業実施に係る標準的な条件 ② 管理拠点」に「管理事務所の維持管理経費の取扱いについては、別途協議するものとします」との記載がありますが、管理事務所の維持管理経費については、市からの指定管理料に含まれるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>内容によります。自主事業における管理事務所の維持管理経費については、指定管理料には含まれません。</p>

23	<p>自主事業について 「募集要項9 ページ 6-(1) 全般的な留意事項」に、 「現在の山麓公園に関連する条例に規定された各施設の設置目的、事業趣旨のみに沿ったものでなくても、市民サービスの向上につながるものであれば、自由に提案することができます。」と記載されています。 一方、「募集要項10 ページ 6-(3) 自主事業の提案について」では、「① 事業の条件等」として、「法令等及び都市公園の設置目的に適合する使用」と記載されています。 ※ 「生駒山麓公園及びふれあいセンター管理運営業務仕様書」の「7 自主事業に関する事項」にも、同様の記載があります。 「募集要項1 ページ 1 指定管理者募集の趣旨」及び「募集要項1 ページ 2-(2) 施設管理の基本方針」から判断すると、自主事業については、条例に規定された各施設の設置目的、事業趣旨、既存施設の用途や業務内容にとられない、自由な創意工夫、斬新な発想による施設の新たな活用方法の提案を求められているという理解でよろしいですか。</p>	<p>公序良俗に反するもの、または実現可能性が低いもの、法令に触れるもの以外については特に問題はなく、募集要項の内容を踏まえてご提案ください。</p>
24	<p>自主事業について 「募集要項9 ページ 6--(1) 全般的な留意事項」に、 「自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し必要な許可（都市公園法第5条による公園施設の設置管理許可など）を得る必要があります。この場合、都市公園条例の規定による使用料については、免除するものとします。」と記載されています。 「募集要項11 ページ 7--(2) 自主事業による収入」には、「自主事業を実施することに伴う都市公園条例の規定による使用料（公園内行為の許可に係る使用料、公園施設の設置・管理許可に係る使用料又は公園の占有に係る使用料）については、免除するものとします。」と記載されています。 指定管理者が自主事業を実施する際は、テニスコート及びふれあいセンター（研修室・宿泊棟）の使用に際し、許可に係る使用料を含め、都市公園条例の規定による使用料は全て免除されるという理解でよろしいですか。</p>	<p>指定管理エリアであるため、原則自主事業による減免の対象施設とすることはできません。</p>
25	<p>経理に関する事項について 「募集要項10 ページ 7 経理に関する事項」に、「公園内行為の許可（多目的広場の使用許可等）、駐車場、テニスコート、ふれあいセンター（研修室、宿泊棟、浴場等）の使用について、利用者が支払う使用料については、すべて市の収入になります。（地方自治法第244条の2第8項の利用料金制度は採用していません。）」と記載されています。 現在、多目的広場は、行為許可使用料として、「半面1日65,000円」を徴収しています。 行為許可使用料は、都市公園条例・別表第2に掲げる使用料が適用されますが、「半面1日65,000円」の根拠をお示しください。 また、全面使用ができない理由をお示しいただくとともに、今後の全面使用の可否についての考え方を、合わせてお示しください。 一般利用者からの行為許可申請による全面貸切使用ができない場合、指定管理者が主催するイベント等で、全面貸切利用することは可能なのでしょうか。</p>	<p>全面貸出も可能です。料金については、生駒市都市公園条例における1㎡あたり10円（通常利用）を根拠としており、営利利用の場合はこの限りではありません。全面の場合は2倍となります。 今後の指定管理者による全面使用については、新たな提案内容により、必要に応じて検討していきます。</p>

26	<p>管理運営経費について 「募集要項11 ページ 7 経理に関する事項」にて 「(2) 管理運営経費(市が支払う指定管理料に含まれるもの)」が示されています。 世界情勢等の影響を受け、光熱水費の高騰、最低賃金引上げに伴う労務単価の引上げなど、適正な管理運営経費の算出も困難な状況となっています。 適正な管理運営経費算出の参考に資するため、過年度の「光熱水費」及び「外部委託費」の実績を細目ごとにお示しくください。 対象年度：コロナ禍前の令和元年度から直近の令和4年度まで ※ 光熱水費については、指定管理者が支払う範囲をお示しくください。 また、指定管理業務、自主事業、レストラン事業に係る光熱水費の内訳をお示しくください。 ※ 外部委託費については、委託業務別の金額</p>	<p>全ての内容を細目ごとについては示すことはできませんが、光熱費については資料6をご参照ください。</p>
27	<p>修繕について 「募集要項12 ページ 7-(4) 大規模な修繕、改造等に伴う経費」に「自主事業エリアにおける公の施設の修繕については原則、指定管理者が実施・負担するものとします。ただし、金額が100万円を超えるものについては別途協議するものとします。」という記載があります。 自主事業・フィールドアスレチック内を拝見すると、破損により立入を禁止している遊具も多く散見され、全て修繕するとなると金額は優に100万円を超えるかと思えます。 指定管理開始前に貴市の方で修繕いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原則、原状復旧として現指定管理者により修繕予定となっております。</p>
28	<p>選定に関する事項について 「募集要項19 ページ」に、「候補者選定に係る審査評価基準」が示されており、「(1) 管理運営実績・参考見積書」の中で、「② 見積金額に関する評価」として、「指定管理料の上限額(657,000,000円(消費税及び地方消費税1010%を含む))の金額に対する見積額の比率に応じて加点する。」と記載されています。 11ページに、「指定管理料の上限額」として、「合計額657,000千円(3年9ヶ月)〔年額：175,200千円〕」が示されています。 見積金額に関する評価は、あくまでも3年9ヶ月(4ヶ年度)の指定管理期間の合計金額を対象とするもので、仮に、「年額：175,200千円」を超える年度が存在しても、「指定管理料の上限額：657,000千円」を超えなければ良いという理解でよろしいですか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
29	<p>選定に関する事項について 『募集要項20 ページ ※2 (1)管理運営 実績・参考見積書 「公園等の管理運営実績」にある「同規模」とは単年度当りの受注金額・指定管理料等で判断します。』との記載がありますが、受注金額・指定管理料等が高いほど高得点を得られるのでしょうか。 配点の計算方法について詳細をご教示ください。</p>	<p>金額ではなく、同規模の案件の件数により判断します。</p>
30	<p>市と指定管理者とのリスク分担について 「募集要項23 ページ 14 市と指定管理者とのリスク分担」の表に記載されている「備品の損傷」に、「指定管理者が新規に購入した備品の損傷」は「指定管理者の負担」と記載されています。 指定管理者が新規に購入した備品が、指定管理業務に限定した使用である場合、備品の損傷は、指定管理者が指定管理料 修繕費等 で修繕してもよいという認識でよろしいでしょうか。 そうでない場合、指定管理業務に必要な一切の備品を、市が購入し、指定管理者に貸与していただけるのでしょうか。</p>	<p>原則、市が備品を購入することはないため、備品の損傷については指定管理料の修繕費から支出してください。</p>

31	<p>市と指定管理者とのリスク分担について 「募集要項23 ページ 14 市と指定管理者のリスク分担」の表に記載されている「物価変動」において、「一定範囲を超える物価変動に伴う人件費、物品費、光熱水費等の経費の増減」に係る負担は協議との記載がありますが、この「一定範囲」について具体的にお示しください。</p>	<p>急激な物価変動を対象とするため、その都度協議とします。</p>
32	<p>市と指定管理者とのリスク分担について 「募集要項24 ページ 14 市と指定管理者のリスク分担」の表に記載されている「施設・設備の損傷等による修繕」のうち、「指定管理エリアにて、経年劣化によるもの又は第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの」について、一件あたり100万円を超えるもの及び1年間以内で1500万円を超えた部分の修繕費は市の負担となっていますが、1年間が経過しないうちにその年の指定管理エリアの合計修繕費が1500万円を超えた時点で、以降の指定管理エリアの修繕費は一件あたり100万円以内のものであっても、すべて市の負担となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>記載内容に誤りがありました。正しくは、内容及び修繕時期に関しては別途協議するものとします。</p>
33	<p>保険加入について 「募集要項27 ページ 15 -- (5) その他の遵守事項等」に、「③保険加入について」として、「指定管理者は、施設管理上の瑕疵等による損害賠償時に対応できるよう、原則として現在の保険内容と同等程度の保険に加入すること。」と記載されています。 生駒山麓公園及びふれあいセンター管理運営業務仕様書にも、同様の記載があります。 現在加入している保険内容の詳細をお示しください。</p>	<p>【賠償責任保険】 適用範囲：園内全敷地 てん補限度額：身体1名につき2億円 1事故につき20億円 財物：1事故につき2000万円 免責なし 【レジャー・サービス施設費用保険】 適用範囲：園内有料施設（ふれあいセンター〔浴場含む〕、野外活動センター、フィールドアスレチック、多目的広場、テニスコート） 被災者対応費用：100万円（1事故につき） 死亡見舞費用：50万円 入院見舞費用：2万円～10万円 通院見舞費用：1万円～5万円 【動産保険】 適用範囲：園内設備什器（駐車場ゲート機器等） 保険金額：2500万円</p>
34	<p>関係機関等との連携について 「募集要項27 ページ 15- (5) - ⑥ 関係機関等との連携」に、「指定管理業務の実施に当たっては、生駒山麓公園の指定管理者との緊密な連携を図り、生駒山麓公園の一体的な運営による市民サービスの向上に努めること。」とありますが、生駒山麓公園の指定管理者は本募集において選定されるものです。指定管理者以外に連携を想定されている団体等があればご教示ください。</p>	<p>市、公園内の草刈等を担っていただいている「いこま里山クラブ」及びレストラン運営事業者「社会福祉法人 青葉仁会」が想定されます。</p>
35	<p>ゲートボール場について 「生駒山麓公園施設平面図」に「ゲートボール場」と記載がありますが、利用実態利用が多い時間帯・曜日、利用人数などをご教示ください。 ゲートボール場以外での利用を行っている場合、その利用実態をご教示ください。</p>	<p>設置当初の名称であり、現在ゲートボール場としての運用は行っていません。正しくは「いこいの広場」です。</p>
36	<p>年間来園者数について 「生駒山麓公園施設等 年度別利用者 市内市外 のべ数比較一覧」に、「年間来園者数」が記載されています。 年間来園者数の算出方法をお示しください。</p>	<p>回答2をご参照ください。</p>
37	<p>管理コストの縮減について 「生駒山麓公園及びふれあいセンター管理運営業務仕様書 3-(1)-④」において、「山麓公園の管理運営に当たっては、施設利用を促進するとともに、管理コストの縮減を図り、経営の効率化と収支の改善を目指さなければならない。」と記載があります。 各施設において、施設利用を促進するとともに、管理コストを縮減するために、閑散期における営業日及び営業時間の短縮、繁忙期における営業時間の延長を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>協議の上、適切と判断される場合は可能です。しかし、短縮の際の指定管理料については、返還していただく場合があります。</p>

38	<p>備品について 「生駒山麓公園及び同ふれあいセンター管理運営業務仕様書 8 什器・備品の取扱い」に、「(1) 備品等の維持管理」及び「(2) 車両について」が記載されています。 生駒山麓公園に配備されている什器・備品の一覧表 品名・メーカー名・型番・年式・数量等がわかるものをお示しください。 車両を含む貸与物品等の一覧表をお示しください。</p>	<p>公表できる文書として持ち合わせておりません。</p>
39	<p>市からの要請等への対応について 「生駒山麓公園及び同ふれあいセンター管理運営業務仕様書 11 市からの要請等への対応」において、「ふれあいセンターの管理を行う者等と、協調を図り」との記載がありますが、ふれあいセンターの管理者は本募集において選定されるものです。指定管理者以外に協調を想定されている団体等があればお示しください。</p>	<p>回答34をご参照ください。</p>
40	<p>ふれあいセンターの警備業務について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書1 警備業務仕様書」に、「2 機械警備」の記載があります。 現在、設置されている機械警備機器を引き継いで使用することは可能でしょうか。</p>	<p>引継ぎを希望する場合は、現指定管理者と協議するものとなります。</p>
41	<p>ふれあいセンターの人的警備について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書5 施設全般の管理運営に関する業務仕様書 1515. その他（宿泊利用者がある場合の人員配置について）」において、「宿泊利用者がある場合については、宿直者として1名程度の人員を配置すること。」との記載があります。 ここでいう「宿直者として1名程度」とは、「同仕様書 仕様書1 警備業務仕様書 1. 人的警備」において、「開館日において、宿泊施設における宿泊利用がある場合の閉館時間中（午後9時から午前9時まで）には、警備員1名を配置し、下記の業務を行うものとする。」と記載のある「警備員1名」と同一との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>別となります。</p>
42	<p>ふれあいセンター防火水槽について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書3 設備機器維持管理業務仕様書2. ふれあいセンター防火水槽 循環ろ過設備保守点検業務」内にて、「プールとしての形状及び防火水槽として、常に良好な状態で利用可能となるように循環ろ過設備に関する機能が安全かつ良好な状態を維持できるよう保守点検業務を行う。」と記載がありますが、水を抜いての運用はできないという認識でしょうか。 あくまで、プールの躯体を防火水槽として活用できるように、保守点検が必要であり、施設としてのプールは運営しなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。また、回答20をご参照ください。</p>
43	<p>消防設備機器保守点検業務について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書3 設備機器維持管理業務仕様書6. 消防設備機器保守点検業務2 保守点検時期等」において、②防火対象物定期点検については、年1回実施すると記載されています。 防火対象の建物について、過去3年間点検結果が優良など認定基準を満たしている場合に、以後3年間の点検・報告義務の免除制度がありますが、制度の手続きを行うことは可能でしょうか。</p>	<p>市と協議した上で、免除制度を活用することは可能です。</p>
44	<p>害虫駆除業務について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書4 環境衛生管理業務仕様書 1. 害虫駆除業務」において、「1年に4回実施するもの」との記載があります。 仕様内容を具体にお示しください。</p>	<p>詳細は協議の上、決定します。</p>

45	<p>研修棟、宿泊棟に係る施設利用申込みについて 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書5 施設全般の管理運営に関する業務仕様書 5 研修棟、宿泊棟に係る施設利用申込に関する事項 1 施設利用に関する申請書類の受付」に、「申請書の提出については、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の4カ月前（市外の者にあつては、3カ月前）から7日前までに提出させるよう厳守させること。」と記載があります。 7日以内の利用申込みにおいては、申請を受け付けないとの認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
46	<p>付属設備等について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書5 施設全般の管理運営に関する業務仕様書 10. 付属設備等について」において、券売機・コインロッカー・足ふきマットは賃貸借により確保するということになっておりますが、自社で券売機やコインロッカーを保有している場合、賃貸借ではなく、それらの物品の使用は可能でしょうか。 不可能な場合、理由をお示しください。</p>	<p>可能とします。</p>
47	<p>浴場の運営について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書6 浴場の運営に関する仕様書 1. 利用時間及び利用料金 (1)利用時間 ①日帰利用者の場合」において、「午前11時から午後6時 最終入場午後5時 まで」との記載があります。また、募集要項関連資料「生駒山麓公園休館日・利用時間（現行）」及び「各施設利用料金表」では、浴場の日帰り利用時間は11時～18時となっております。 一方で、「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書6 浴場の運営に関する仕様書 2. 運営に関する業務 (1)浴場受付業務 ②受付業務 エ 日帰利用者が利用時間（午後5時まで）を超えないように努めること。また、日帰利用者と宿泊利用者の利用が重複しないように努めること。」との記載があります。 浴場の日帰り利用者については、17時で受付対応を終了するが、18時まで浴場を利用することが可能との認識でよろしいでしょうか。 この場合、17時から18時の1時間について、日帰利用者と宿泊利用者の利用が重複しますが、認められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、宿泊利用者の利用が多い場合は、重複しないよう努めてください。</p>
48	<p>利用料金について 「生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書 仕様書6 浴場の運営に関する業務仕様書 1. 利用時間及び利用料金 (2)利用料金」に記載されている利用区分に対する各利用料金で、大人（高校生以上60歳未満のもの）1回券310円、1日券470円と記載があり、市内在住者の60歳以上に関する料金設定も併せ記載されております。 市外在住者の60歳以上の料金設定をお示しください。</p>	<p>大人料金になります。現料金については、以下をご参照ください。 https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000033/33966/shisetsuriyouryoukin.pdf</p>
49	<p>警備業務について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書1 ○警備業務仕様書」において、「特に土・日・祝日及繁忙期等で、施設の駐車場が込み合うことが予想される場合は、場内交通整理等のための警備員を追加して配置する。」との記載がありますが、現指定管理者が運用している警備員の配置ポスト数・位置をお示しください。</p>	<p>資料2をご参照ください。</p>

50	<p>トイレ清掃について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書 2 ○定期清掃業務等仕様書 1 日常清掃業務 (3)公園便所」において、 「公園で管理するトイレについては、日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行うこと。」との記載がありますが、トイレの日常清掃の頻度は、貴市から指示されるのではなく、利用状況等に応じて、指定管理者の裁量で柔軟に決定することができるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
51	<p>樹木の剪定について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書 3 ○樹木の剪定・園内除草業務 1 樹木等の剪定」に関連して、園内の樹林地エリアやフィールドアスレチックのエリアは、斜面地も多く、管理道も整備されていないため、重機の使用が不可能な場所があり、剪定作業には空師による作業など、非常に高額になることが予想されます。これらのエリアの樹木等の剪定に関しては、通常の指定管理業務の範疇を超えており、貴市において、作業を行っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。 そうではなく、指定管理業務に含まれる場合、当該エリアでの剪定数量及び費用の実績をお示しくください。（過去5か年分）</p>	<p>自主事業エリアについては、原則指定管理者の負担となります。指定管理エリアについては、状況に応じ市と協議にて実施方法を検討することとなります。</p>
52	<p>樹木の伐採について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書 3 ○樹木の剪定・園内除草業務 1 樹木等の剪定」に関連して、ここでは、整枝・剪定についてのみ記載があり、伐採についての記載はありません。危険木等の伐採作業は、通常の指定管理業務の範疇を超えており、貴市において、作業を行っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。 指定管理業務に含まれる場合、園内の樹林地エリアやフィールドアスレチックのエリアでの伐採本数及び費用の実績をお示しくください。（過去5か年分）</p>	<p>危険木については、協議にて実施と考えております。伐採本数及び箇所についての詳細は、把握しておりません。 回答51もご参照ください。</p>
53	<p>遊具等保守点検業務について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書 6 ○その他公園施設等の維持管理業務 (4) 遊具等保守点検業務」において、「大型木製遊具やその他の遊具等については、年2回の保守点検を行い、都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全に関する規準（最新版）を参考に安全管理を行うこと。」との記載がありますが、ここでいう「年2回の保守点検」とは、「遊具の安全に関する規準 JPFA SP SS：20142014（以下「JPFA」という。）」112頁に規定される専門技術者が行う定期点検のことを指しているのでしょうか。 また、年2回の保守点検以外に行う、JPFA 112 頁に規定される日常点検についての頻度は、貴市から指示されるのではなく、利用状況等に応じて、指定管理者の裁量で柔軟に決定することができるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>年2回の保守点検は、お見込みのとおりです。 年2回の保守点検以外に行うのは、JPFAの規定どおり月1回以上とします。</p>
54	<p>遊具について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書 6 (4)遊具等保守点検業務」に、「大型木製遊具やその他の遊具等については、年2回の保守点検を行い、都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全に関する規準（最新版）を参考に安全管理を行うこと。」と記載されています。 生駒山麓公園に設置されている遊具の一覧表をお示しくください。 ※ 品名、メーカー、型番、修繕履歴等が記載されたもの</p>	<p>ムービング遊具：うさぎ、ぞう 複合遊具：コトブキ 大型木製：不明 品名、型番、修繕履歴は不明です。</p>

55	<p>植栽と花の維持管理業務について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書6 ○その他公園施設等の維持管理業務（5）園内各所の植栽と花の維持管理等業務」において、「園内各所について、花苗を植栽し、維持管理等の必要な整備を行うこと。」との記載がありますが、現行の花苗植栽箇所図・花苗植栽面積（一年草・宿根草・球根毎の面積）・植替頻度をお示しください。</p>	<p>現行の花苗植栽箇所及び面積については、資料3をご参照ください。花苗の種類について詳細は把握していませんが、一年草が主となっています。植替頻度は、花苗の種類や自然状況によりますので一定しておりません。</p>
56	<p>植栽と花の維持管理等業務について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 仕様書6」に、「（5）園内各所の植栽と花の維持管理業務」の記載が、また、「生駒山麓公園樹木等維持管理作業仕様書」に、「草刈」及び「剪定」の記載があります。 現在の指定管理期間が、令和6年6月30日をもって終了しますが、それまでに（概ね令和6年1月から6月まで）予定されている植栽と花の維持管理等の作業をお示しください。 新指定管理期間に入って（令和6年7月当初）、当該業務が不十分であることが明らかとなったときは、前指定管理者に対し、市が手直し等の指示をしていただけるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者に植栽の時期などの維持管理等の業務を委ねているため、予定されている維持管理等の作業の詳細は未定です。 手直し等については、前指定管理者の業務が不十分であった場合は市から前指定管理者に対し是正指示を行うことが可能です。</p>
57	<p>高木剪定の発生材の処分について 「生駒山麓公園（公園部分）仕様書 生駒山麓公園樹木等維持管理作業仕様書 2. 剪定」内の④に、「高木剪定の発生材の処分については粉碎処理（チップ化）を行い、その発生材を公園内において処分すること」と記載があります。 高木剪定の発生材については、粉碎処理を行わず、自主事業に使用する材料として、取り扱うことは可能でしょうか。</p>	<p>内容により、協議とします。</p>
58	<p>フィールドアスレチックの点検基準について 自主事業のフィールドアスレチックについて、安全点検を行う際に参照する基準等があればお示しください。また、安全点検の頻度についてもお示しください。</p>	<p>参照する基準はありませんが、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別添：子どもが利用する可能性のある健康器具等施設）を参考としています（不具合がないか等確認を行ってください）。 安全点検の頻度は、定期点検2回・日常不明です。原則、JPPFAが示す点検頻度に合わせてください。</p>
59	<p>建築物等の寄付について 自主事業において、建物等を新たに設置した場合、指定管理期間終了後や指定管理期間中に市が寄付を受付けることはありますでしょうか。</p>	<p>内容により、協議とします。</p>
60	<p>自主事業について 直近5年分の自主事業施設別の月ごとの収入状況、利用人数、客層、稼働率が分かる資料をご提示ください。 また、直近5年分の自主事業施設別の修繕額をご提示ください。</p>	<p>客層は不明です。その他は、資料1をご参照ください。</p>
61	<p>通信環境について ふれあいセンター以外の施設における、電話回線・インターネット回線の有無についてご教示ください。</p>	<p>電話回線はふれあいセンターを代表とする回線があります。 また、インターネット環境もあります。</p>
62	<p>スタッフの配置について 現指定管理者の各施設におけるスタッフの配置ポスト数（勤務ローテーション表）資料をご提示ください。</p>	<p>予約状況・利用状況・季節に左右されるため、指定管理者の裁量に委ねております。</p>
63	<p>生駒山麓レストランの光熱水費等について 生駒山麓レストランの運営により必要となる光熱水費や廃棄物処理費用等は、生駒山麓レストラン運営者が各債権者に対し支払うという認識でよろしいでしょうか。 そうでない場合、上記の費用は指定管理者が立替払いしたのち、レストラン運営者に対して、使用分を請求するというでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

64	<p>各種資料の開示について 次に掲げる資料について、開示してください。 ※ いずれも、対象年度は、コロナ禍前の令和元年度から直近の令和4年度まで ◇ イベント等の実績 ※ 市主催、指定管理者主催、第三者主催のイベント等 ※ イベント名、開催日時・場所、来場者数 ◇ 駐車場利用台数の実績 ※ 日ごとの利用台数</p>	<p>生駒山麓公園公式ホームページにイベント情報が掲載されておりますので、別途リンクをご覧ください。主に、週末の「森のワークショップ」や月1回程度の「ファミリーアウトドア教室」、小学生を対象としたテント泊や野外炊事などのアウトドアアクティビティとなる「キッズチャレンジ」などを開催しております。 http://www.ikoma36.jp/menu200/ 駐車場利用の日ごとの台数は把握しておりませんが、募集要項に月毎の利用状況を掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
65	<p>自主事業について 指定管理者が自主事業を実施することに伴い、多目的広場、テニスコート及びふれあいセンター（研修室・宿泊棟）を使用する場合に、一般利用者よりも優先して、施設を使用することができるの理解でよろしいですか。</p>	<p>原則できません。ただし、使用料を支払う条件で、年間計画を提出した場合、協議できるものとします。</p>
66	<p>自動販売機の設置について 生駒山麓公園内及び同ふれあいセンター内に設置されている自動販売機は、市が設置事業者を選定されているのでしょうか。 指定管理者が、自主事業として、自動販売機を設置することは可能でしょうか。 また、自動販売機の設置に関する規制等があれば、お示しください。</p>	<p>生駒山麓公園及び同ふれあいセンター内に設置されている自動販売機は、現指定管理者が設置したものであり、新たに市で設置事業者を選定したものではありません。指定管理者が、自主事業として公園施設配置における売店として使用料を支払い設置することが可能です。販売物の内容については、確認させていただきます。</p>
67	<p>応募書類について 「様式2 1 収支計画書 (1)収入 ③企画事業収入」及び「様式2 2 「企画事業」収支計画書」に記載のある「企画事業」とはどのような事業を指すのでしょうか。ここで記載すべき事業内容について、具体的にお示しください。</p>	<p>生駒山麓公園の条例・規則等の存在目的に沿った内容、募集要項に沿った内容とします。</p>
68	<p>弊社は代表及び部署のメールアドレスがございません。担当者のメールアドレスでもよろしいでしょうか。</p>	<p>発注者との通信手段として、団体における担当者のメールアドレスの使用は可能とします。</p>
69	<p>②施設利用料金収入、③企画事業収入、④来館者サービス収入はそれぞれ具体的に何を指しますか。</p>	<p>②③指定管理・自主事業において、企画提案上で想定されるものは提案者自らのお考えで、自由にご提案ください。 ④自動販売機等のサービス収入でお考えください。</p>
70	<p>項目はどのように分ければ良いでしょうか。指定管理と自主事業の共通費用はどのように表現すれば良いでしょうか。⑤施設管理運営経費総額欄と、下段の合計欄は同じ金額が入るといことでしょうか。</p>	<p>共通費用は、光熱費等も分けてください。 合計欄の金額は、ご認識のとおりです。</p>
71	<p>※印以降記載の箇所は、 ①市からの指定管理料＝⑤施設管理運営経費総額－②施設利用料金・・・という理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
72	<p>様式2-2における「企画事業」（「施設の設置目的を達成する事業」と、様式2-3における「自主事業」（「その他の事業」）はそれぞれ具体的に何を指すか、ご教示ください。</p>	<p>回答67をご参照ください。</p>
73	<p>役員等一覧表に住所欄がございますが、代表取締役以外にも記載が必要でしょうか。</p>	<p>必要となります。</p>
74	<p>「提出部数は、正本1部、副本7部」とありますが、①参考見積書は「原本1部、副本2部」とあります。参考見積書は計3部のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

75	「主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）」とありますが、未納がない証明の書式が無い自治体の場合は、直近1年の納税証明書でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
76	定款・法人登記簿謄本・納税証明書について、原本ではなく写しの提出でよろしいでしょうか。また定款は原本証明が必要でしょうか。	写しを提出する場合は、原本証明を行ってください。定款は原本証明が必要となります。
77	見積額には契約期間中に発生する最低賃金や物価の上昇について、予想を加味した金額でしょうか。	物価の上昇について、予想を加味した金額としてください。
78	各工程のスケジュールの作成は任意書式との記載がごさいますが、A4判・11ポイント以外でも作成可能との認識でよろしいでしょうか。	A4判サイズで可視できる範囲としてください。
79	図表内の文字の大きさは11ポイント未満でも良いでしょうか。	多少の縮小は認めます。
80	受付時間が募集要項では17:15までとなっていますが、公告では17:00までと記載があります。どちらが正しいでしょうか。	最終受付日時は、令和5年12月26日（火曜日）17:00となります。
81	物価変動について、一定範囲内の物価変動に伴う経費の増は指定管理者負担とありますが、一定範囲内を具体的（金額・経済指数等）にお示しいただけますでしょうか。	回答31をご参照ください。
82	契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	各種作業の現行の実施企業（指定管理者からの再委託先）を開示ください	再委託先は流動的であり、現時点では開示可能な内容としてとりまとめておりません。
84	受付員・警備員・清掃員・設備員のシフトを開示ください	回答62をご参照ください。
85	受付員・警備員・清掃員・設備員の1日のスケジュールを開示ください	回答62をご参照ください。
86	レストラン部分の清掃、及び設備点検業務は、指定管理業務の対象でしょうか。対象となる場合は、その費用については、指定管理料に含めるのか、レストラン占有者に直接請求することになるのか、どちらでしょうか。対象となる場合は、設備の内訳や仕様を開示ください	占有業者が行う範囲となります。
87	宿泊者が居ない日は、閉館後は誰も常駐しておらず、翌朝出勤された方が6:30までに出勤されゲートの解放と、7:00までに浴槽循環ポンプを作動対応をされている認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
88	市が所有する車両の無償貸与を受けた場合、と記載がありますが、市からの無償貸与を受けずに指定管理者側で手配でも問題ない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
89	過去10年の年間の宿泊施設使用日数を開示ください	各部屋の宿泊施設使用日数は不明ですが、参考資料として宿泊可能日数を示しますので、資料4をご参照ください。
90	野外活動センター及びフィールドアスレチックエリアの各種法定点検や設備点検は指定管理の範囲でしょうか。またそれらの費用は指定管理料に含まれますでしょうか。その場合点検等の対象項目及び対象設備数量を開示ください。	自主事業を行う場合は、点検が必要であり、指定管理料には含まれません。

91	現指定管理者が持ち込みやリースなどをされ、委託期間終了後撤去される物（機器・設備等）を開示ください。 【例】AED、Wi-Fi、コインランドリー、券売機等。またそのリース料金についても開示ください。	市の備品以外の詳細は不明です。
92	宿泊施設利用者が居ない日は、夜間の人的警備員は不要の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、機械警備は必要です。
93	駐車場警備員の平日及び土・日・祝のそれぞれの配置状態（人数・時間）を開示ください。	回答62をご参照ください。
94	宿泊施設利用者がある日は、宿直者として1名程度の人員を配置すること。とありますが、この人員は警備員と兼任でも良いのでしょうか。	回答41をご参照ください。
95	宿泊者対応の為に警備員が夜間も常駐時仮眠を取ることは可能かご教示ください。	警備員の宿直は求めておりません。
96	警備員が仮眠を取れる場合の仮眠場所をご教示ください。	回答95をご参照ください。
97	清掃消耗品（トイレトペーパー・手洗用洗剤・ゴミ袋・フィルター・タイルカーペット）の使用実績を開示ください。	把握しておりません。
98	廃棄物（一般）の搬出は市側でご対応頂けるのでしょうか。また、処分費用は指定管理料に含まれない認識でよろしいでしょうか。	指定管理料に含まれます。
99	廃棄物（一般）の処分費用が指定管理料に含まれる場合、昨年実績（1年間の処分費用）を開示ください。	把握しておりません。
100	下記項目は開示されている仕様書に含まれていませんが、指定管理には含まれず、市側でご対応頂ける認識でよろしいでしょうか。 非常用発電機模擬負荷試験、貯湯槽清掃、空気環境測定 フロンガス排出抑制法（簡易点検・定期点検）、全熱交換器フィルター清掃、防火設備定期検査、建築設備定期検査、特定建築物定期調査	指定管理料に含まれます。
101	ボイラー等の燃料の使用実績（使用量・補充量）を開示ください。	把握しておりません。
102	受変電設備の停電点検実施日は休館日の平日（火曜日）日中の認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
103	指定管理者が設備管理上で選任・届出されている名義をご教示ください	建築物環境衛生管理技術者・危険物取扱者・防火管理者などの有資格者の選任や配置が必要となります。
104	受変電設備の停電点検時に発生する特別な作業や手配などありましたら詳細をご教示ください 例】駐車場料金ゲートの有人対応など	休館日での停電点検時には特にありません。 休館日にはゲートは開けません。 歩行者の来園は自由です。
105	自主事業エリアでの市の施設の修繕の費用負担は、市でしょうか。100万円以下のものは市の施設でも指定管理者が負担することになりますでしょうか。	自主事業エリアでの、100万円以下の修繕は原則指定管理者の負担となります。100万円を超える場合は、別途市と協議するものとします。

106	応募書類⑩のスケジュール表は、管理開始前の立ち上げ期間及び指定管理の期間における業務スケジュールの概要か、立ち上げ期間のみを指しているかどちらでしょうか。	管理開始前の立ち上げ期間及び指定管理の期間における業務スケジュールとお考えください。
107	公園等の管理運営実績での同規模というのは、面積としてどの程度の範囲となりますか。また、国又は地方公共団体が発注した市庁舎のPFI事業及び指定管理も含まれるのか、或いは一公共団体からの、公園施設を含む複数の契約を含めても良いでしょうか。同等規模での不特定多数の人が利用する施設での、民間事業者からの委託実績は含めても良いでしょうか。また、グループ会社の実績は対象に入れても良いでしょうか。	①同規模とは、面積ではなく金額及び件数での判断となります。 ②市庁舎のPFI事業及び指定管理は実績としては評価対象としません。公園施設を含むものであれば実績として構いません。 ③民間事業者からの委託実績は評価対象としません。 ④グループ会社の実績は評価対象としません。 回答29もご参照ください。
108	市と指定管理者とのリスク分担において、法令の変更における施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更と、指定管理者に影響を及ぼす法令変更は、それぞれ具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。	回答31をご参照ください。
109	保険加入について、「現在の保険内容と同等程度の保険に加入すること」と記載があるが、現在の保険内容はどのようなものか開示ください。	回答33をご参照ください。
110	「翌月の市が指定する期日までにデータと共に提出すること」指定する期日の目安はいつ頃でしょうか。	原則、翌月の10日までとします。
111	専用ホームページ作成にあたっては、生駒山麓公園の指定管理者が作成するホームページと統一的な運用を前提とする事。と記載があるが、指定管理者は、ホームページの作成が必要という事か。	ホームページ、メンテナンス含め原則必要です。
112	「駐車場の機械設備に関わる動産保険については、当該機械設備の調達に係る契約において、指定管理者が必要な保険を付保すること。」と記載があるが、具体的にはどのような保険となりますでしょうか。指定管理者ではなく、点検メーカーが加入していれば良いのでしょうか。	回答33をご参照ください。
113	「（臨時職員を含む。）」とあるのは、市の臨時職員ではなく、指定管理業者側の臨時社員、という認識で良いか。市の臨時職員の場合は、対象となる職員の人数と一人当たりの月額費用を開示ください。	指定管理者側の臨時職員の認識で良いです。
114	障がい者就労支援に関する人件費については、自主事業にかかるものでも、指定管理にかかるものでも指定管理料に含まれますか。また内容に変動があった場合は、取組の内容に応じて変動するかたちで市が負担するという理解で良いでしょうか。	指定管理事業のみとお考えください。 内容に変動がある場合は、事前に協議するものとします。
115	指定管理における使用料徴収業務については、現金のみの徴収となりますでしょうか。クレジットカード、電子マネー、QRコード決済の導入は可能でしょうか。	可能です。
116	現状不具合が出ている設備はございますでしょうか。不具合一覧を開示ください。また、不具合に伴い運営に支障があるものがあればお知らせください。	一覧表はございませんが、フィールドアスレチックの一部遊具、施設内の雨漏りが時々散見されており、都度修繕を行っています。
117	④花の彩り事業については、公園部分仕様書内の人力除草の範囲で良いでしょうか。公園部分仕様書には植栽場所や面積等については別途市と協議となっておりますが、今回の提案ではどのように考えれば良いでしょうか。	参考として、現指定管理者が実施している花の彩り事業実施箇所を示します。 資料3をご参照ください。

118	駐車場運営にかかる消耗品（駐車券、パスカード等）の経費は、指定管理者立て替えのうえ、募集要項P11の維持管理費で市が負担する、という理解で良いでしょうか。	指定管理費に含まれております。
119	(2)管理運営経費のうち、②の維持管理費の実績をご教示ください。	詳細については、把握しておりません。
120	電話番号、FAXは現状使用されているものをそのまま引き継げるのでしょうか。	引継ぎは可能です。
121	現状青葉仁会様が生駒山麓公園内で、障がい者の方において実施されている業務をご教示ください。レストランの運営以外にも実施されている業務があれば、具体的に人数や内容をご教示ください。	現状青葉仁会が生駒山麓公園で実施している業務は、レストラン以外では、フィールドアスレチック受付、花の彩り、園内清掃等の業務です。人数は約60名となっております。
122	現状青葉仁会様以外の団体が、障がい者就労支援の取り組みとして実施している業務はありますか。人数や内容をご教示ください。	令和5年度で把握している団体は、一般社団法人イーデンホール・特定非営利活動法人きららの木事業所：華で厳る、となります。団体毎の人数は変動しますが、計約40人です。
123	過去3年に実施された修繕履歴を開示ください。	資料5をご参照ください。
124	障がい者就労支援等の充実に向けたイベント等は、現状どのような内容をどの団体がされているかご教示ください。	「森あそびフェスタ」というキッチンカーや障がい者の方等が出店するイベントの実績があります。詳細な人数は把握しておりません。回答64をご参照ください。
125	自主事業エリアにおけるフィールドアスレチックは現状不具合はございますでしょうか。安全性は確保された状態で引き渡しをされるのかご教示ください。	現指定管理者から、フィールドアスレチックの一部遊具が報告されていますが、都度指定管理者により修繕を行っています。ターザンロープは安全性の観点から使用停止しておりますが、安全対策を講じていただければ使用可能となります。修繕は、現指定管理者にて実施していただき次期指定管理者が引き継ぐこととなります。
126	テニスコートの奥にあるビニールハウスは何をする施設でしょうか。指定管理業務の範囲として必要な内容をご教示ください。	現在は、公園の花の彩り事業として使用する花苗の育苗施設となっています。
127	現状の年間（月毎）の電気使用量、電気料金、契約先の開示をお願いします。	資料6をご参照ください。
128	P27 ④⑤の記載がありませんが、記載漏れであれば、内容をご教示ください。	記載間違いです。 ⑥→④ ⑦→⑤ になります。
129	提案書に弊社の管理受託物件、委託者、協力会社の名称は記載して良いでしょうか。	記載はしないでください。
130	(イ)に提案書類は片面印刷とする旨の記載がございますが、P.15 応募書類の④応募する法人等に関する書類の事業報告書については、両面印刷にすることは可能でしょうか。	全て片面印刷としてください。
131	リネンはリースでしょうか。それとも、施設の備品として設置されておりますでしょうか。	リースとなります。
132	宿直対応が必要な際の宿直室は2か所使用しても良いでしょうか。	施設の利用計画にもよりますので、協議とします。